

6月 は土砂災害防止月間です

＼ 命を守るために **今から** 備えよう /

国土交通省では、梅雨や台風の時期を迎える6月を「土砂災害防止月間」としています。土砂災害から身を守るためには、私たち1人ひとりが日頃から備えておくことが重要です。いざという時のために知っておきたい3つのポイントを紹介しますので、この機会にぜひご確認ください。

☎土木防災課予防保全係 TEL44-3131

1 土砂災害リスクの把握

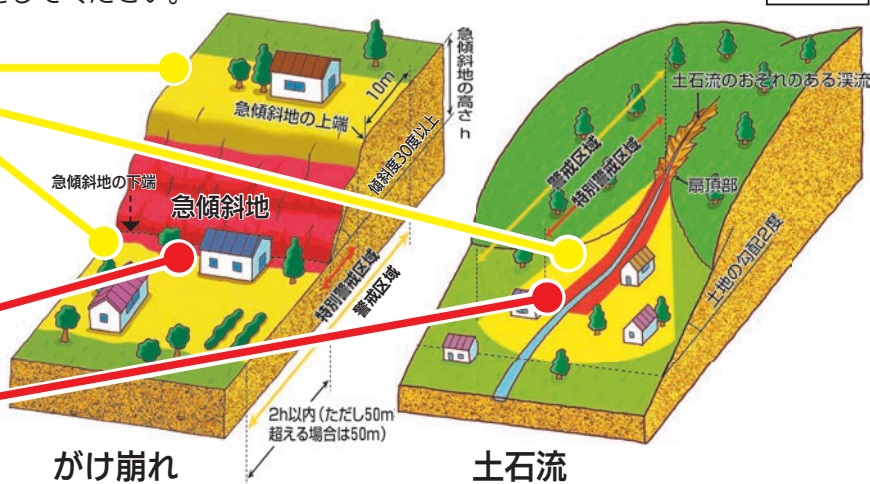
県のGIS(静岡県地理情報システム)では、「土砂災害(特別)警戒区域」を確認することができます。自宅や職場など、生活圏の災害リスクを把握しておきましょう。

また、土砂災害(特別)警戒区域以外の場所においても油断せず、大雨の時には「速やかに避難する」、「斜面に近付かない」など、命を守るための行動をしてください。



「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」
崩壊した土石等によって、被害を受けるおそれのある区域

「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」
崩壊した土石等によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生じるおそれがある区域



がけ崩れ

土石流

2 災害時の情報収集手段の確認

袋井市情報配信サービス「メローねっと」では、気象情報や防災情報のほか、災害発生時には被害情報や避難所開設情報などを配信します。また、「静岡県総合防災アプリ」では、現在地周辺の指定避難所を確認することができ、外出時にも役立ちます。ぜひ、登録をしましょう。



静岡県総合
防災アプリ



メローねっと
登録サイト

3 支援・補助制度をチェック

急傾斜地崩壊対策事業

対象家屋が5戸以上のがけ地について、市または県が擁壁などの設置工事を実施します(一部自己負担あり)。

☎土木防災課予防保全係
TEL44-3131



土砂災害対策改修費補助金

土砂災害特別警戒区域内の住宅を建築基準法の規定に適合させるための改修費用などの一部を補助します。詳しくは、本紙17ページをご覧ください。

☎土木防災課予防保全係 TEL44-3131

住宅のがけ地移転補助制度

がけ地近くから安全な場所へ住宅を移転する際の費用の一部を補助します。詳しくは、本紙17ページをご覧ください。

☎建築住宅課住宅土地対策室
TEL44-3123